

調整交付金の役割について(試算)

【調整交付金の役割】

- 調整交付金は、①保険者の給付水準が同じであり、②被保険者の所得水準が同じであれば、保険料負担が同一になるように調整するもの。
- そのため、下記のように、所得水準や給付費単価が一定と仮定した場合は、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となる。(具体的なケースについては次ページ参照)

ケース	具体例	保険料(調整前)	調整交付割合	調整交付金額	保険料(調整後)
ケース① 前期・後期高齢者割合が <u>全国平均と同じ場合</u>	高齢者人口が10000人のA市 (前期高齢者5100人、後期高齢者4900人)の場合	約5000円	5%	1億3652万円	<u>約5000円</u>
ケース② 後期高齢者割合が <u>全国平均より高い場合</u>	高齢者人口が15000人のB市 (前期高齢者6400人、後期高齢者8600人)の場合	約5700円	7.54%	3億5076万円	<u>約5000円</u>
ケース③ 後期高齢者割合が <u>全国平均より低い場合</u>	高齢者人口が45000人のB市 (前期高齢者25000人、後期高齢者20000人)の場合	約4600円	3.29%	3億7424万円	<u>約5000円</u>

【財政調整交付金の交付割合の求め方】 $27\% - (22\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \times \text{所得段階別補正係数})$

【仮定】

<全国平均> 前期高齢者割合を51%、後期高齢者割合を49% ・前期高齢者の要介護(要支援)の発生率を4%、後期高齢者の要介護(要支援)の発生率を31%

<所得水準> 所得水準を一律一定(所得段階別補正係数を「1」とする。)

<給付費単価> 前期高齢者の一人当たり給付費単価を5.5万円、後期高齢者の一人当たり給付費単価を50万円とする。
(平成25年度実績(介護給付費実態調査報告)を基に補足給付、地域支援事業を加味した額)

ケース①前期・後期高齢者割合が全国平均と同じ場合

高齢者人口が10000人のA市(前期高齢者5100人、後期高齢者4900人)の場合

【調整交付金】

$0.51(\text{全国平均の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.49(\text{全国平均の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$

$0.51(\text{当該自治体の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.49(\text{当該自治体の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$

$= 1.0(\text{後期高齢者加入割合補正係数})$

A市の調整交付割合は、 $27\% - (22\% \times 1.0 \times 1.0) = \underline{5\%}$ となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円×5100人＋後期高齢者50万円×4900人＝27億3050万円となり、調整交付金額は、 $27\text{億}3050\text{万円} \times 5\% = \underline{1\text{億}3652\text{万円}}$ となる。

【保険料】

A市の保険料(22%)は、 $27\text{億}3050\text{万円} \times 22\% = 6\text{億}0071\text{万円}$ となる。

【一人当たり保険料額】

一人当たりの保険料額は、 $6\text{億}0071\text{万円} / 10000\text{人} / 12 = \underline{5005\text{円(月額)}}$ となる。

ケース② 後期高齢者割合が全国平均より高い場合

例 高齢者人口が15000人のB市(前期高齢者6400人、後期高齢者8600人)の場合

【財政調整交付金】

$$0.51(\text{全国平均の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.49(\text{全国平均の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$$

$$0.4267(\text{当該自治体の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.5733(\text{当該自治体の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$$

=0.8845(後期高齢者加入割合補正係数)

B市の調整交付割合は、 $27\% - (22\% \times 0.8845 \times 1.0) = \underline{7.54\%}$ となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円×6400人+後期高齢者50万円×8600人=46億5200万円となり、調整交付額は、46億5200万円×7.54%=3億5076円となる。

【保険料】

B市の本来保険料負担分(22%)は、46億5200万円×22%=10億2344万円であるが、調整交付金が7.54%入るので、実際の保険料(19.46%)は、46億5200万円×19.46%=9億0528万円となり、差の1億1816万円が調整交付金により厚く交付されたことになる。

【一人当たりの保険料額】

本来保険料分(22%)であれば、10億2344万円÷15000人÷12 = 5685円(月額)となるが、

実際保険料分(19.46%)は、9億0528万円÷15000人÷12 = 5029円(月額)となる。

ケース③ 後期高齢者割合が全国平均より低い場合

高齢者人口が45000人のB市(前期高齢者25000人、後期高齢者20000人)の場合

【財政調整交付金】

$0.51(\text{全国平均の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.49(\text{全国平均の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$

$0.556(\text{当該自治体の前期高齢者割合}) \times 0.04(\text{全国平均の前期高齢者の要介護発生率}) + 0.444(\text{当該自治体の後期高齢者割合}) \times 0.31(\text{全国平均の後期高齢者の要介護発生率})$

$= 1.0777(\text{後期高齢者加入割合補正係数})$

C市の調整交付割合は、 $27\% - (22\% \times 1.0777 \times 1.0) = \underline{3.29\%}$ となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円 \times 25000人 + 後期高齢者50万円 \times 20000人 = 113億7500万円となり、したがって、調整交付額は、113億7500万円 \times 3.29% = 3億7424万円となる。

【保険料】

C市の本来保険料負担分(22%)は、113億7500万円 \times 22% = 25億0250万円であるが、調整交付金が3.29%しか入らないので、実際の保険料(23.71%)は、113億7500万円 \times 23.71% = 26億9701万円となり、差の1億9451万円が調整交付金による調整により追加的に負担する金額となる。

【一人当たりの保険料額】

一人当たりの保険料調整財源は、本来保険料分(22%)であれば、
 $25\text{億}0250\text{万円} / 45000\text{人} / 12 = 4634\text{円(月額)}$ となるが、

実際保険料分(23.71%)は $26\text{億}9701\text{万円} / 45000\text{人} / 12 = \underline{4994\text{円(月額)}}$ となる。